

## 第 6 編 災害復旧計画



## 目次

第1節 災害復旧事業 .....	465
第1 災害復旧事業の種類 .....	465
第2 激甚災害の指定に関する事項 .....	466
第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項 .....	468
第2節 生活再建支援 .....	469
第1 災害弔慰金等の支給等 .....	469
第2 生活福祉資金の貸付け .....	469
第3 税等の特例措置 .....	469
第4 被災者生活再建支援 .....	470
第5 公共料金等の特例措置 .....	471
第6 職業のあっせん .....	471
第3節 住宅の復旧 .....	472
第4節 災害義援金の募集等 .....	473



## 第1節 災害復旧事業

担当	市	各部
	関係機関	県、兵庫国道事務所
	関係団体	みのり農業協同組合、金融機関

### 第1 災害復旧事業の種類

#### 1 趣旨

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

#### 2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設復旧事業
  - ① 河川災害復旧事業
  - ② 砂防設備災害復旧事業
  - ③ 地すべり防止施設災害復旧事業
  - ④ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
  - ⑤ 道路災害復旧事業
  - ⑥ 下水道災害復旧事業
  - ⑦ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
  - ① 農地農業用施設災害復旧事業
  - ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
  - ③ 林道施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
  - ① 街路災害復旧事業
  - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

## 第2 激甚災害の指定に関する事項

---

大規模な災害が発生した場合、市（各部）は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

### 1 激甚災害に係る財政援助措置

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

#### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

#### (3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

#### (4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例

- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 2 局地激甚災害に係る財政援助措置

### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 森林災害復旧事業に対する補助

### (3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

### (4) その他の財政援助措置

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

### 第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項

---

#### 1 農林漁業災害資金

関係団体は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資する。

##### (1) 天災経営資金

関係団体は、天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

##### (2) 農林漁業金融公庫資金

関係団体は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

#### 2 中小企業復興資金

関係団体は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付け、信用保証協会の保証による融資を行う。

## 第2節 生活再建支援

担当	市	本部事務局、福祉部、総務部、産業活力再生部、建設水道部
	関係機関	日本放送協会、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、NTTドコモビジネス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
	関係団体	社会福祉協議会、伊丹産業株式会社

### 第1 災害弔慰金等の支給等

市（福祉部）は、次の措置を講じる。

#### 1 災害弔慰金の支給

「西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

#### 2 災害障害見舞金の支給

「西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

#### 3 災害援護資金の貸付け

「西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

#### 4 災害見舞金の支給

「西脇市災害見舞金等支給規則」に基づき、自然災害により被災した市民に見舞金を支給する。

### 第2 生活福祉資金の貸付け

社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸し付ける。

なお、市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

### 第3 税等の特例措置

市（総務部）は市役所に各種申請手続の総合案内窓口を設置するとともに次の措置を講じる。

なお、制度の内容や申請方法について、広報紙等を活用して周知する。

### 1 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

### 2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

### 3 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

#### (1) 市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

#### (2) 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産について減免を行う。

#### (3) 軽自動車税・国民健康保険税

被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。

### 4 介護保険の特例

災害によって被害を受けた市民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

#### (1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1月）の周知（介護保険法第28条）

#### (2) 給付割合の増額給付差し止めに関する措置（介護保険法第50条、第60条）

#### (3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第8条）

### 5 その他

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

## 第4 被災者生活再建支援

---

市（福祉部）は、次の被災者生活再建支援を行う。

- 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金交付申請の受付及び進達
- 2 兵庫県住宅再建共済制度加入者からの給付申請の受付及び進達
- 3 その他被災者支援制度の受付及び進達

## 第5 公共料金等の特例措置

---

市、ライフライン機関は、被災市民の生活を支援するため、公共料金等の支払について、監督省庁の認可や要件（災害救助法適用災害等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

- 1 被災証明手数料の免除
- 2 保育料の減免
- 3 市営住宅家賃等の減免
- 4 上下水道料金の減免等
- 5 し尿くみ取り手数料の免除等（上限あり）
- 6 ごみ処理手数料の減免
- 7 テレビ受信料金の免除等
- 8 電話料金・電話工事費の減免等
- 9 電気料金・工事費負担金の免除等
- 10 ガス料金の納付延長等

## 第6 職業のあっせん

---

市（産業活力再生部）は、公共職業安定所に対し、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するための対策を依頼する。

### 資料

- 1-7 西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 12-1 生活再建制度一覧表
- 12-2 被災者生活再建支援金の概要
- 12-3 県災害援護金等の支給基準
- 12-4 生活福祉資金の貸し付け基準

## 第3節 住宅の復旧

担当	市	建設水道部
	関係機関	
	関係団体	住宅金融支援機構

### 1 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対して、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付けを行う。

### 2 災害公営住宅の建設

市（建設水道部）は、災害復旧事業において災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

#### (1) 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

#### (2) 入居基準

次の全てに該当する者とする。

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ② 当該災害発生後3箇年は政令月収が26.8万円以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12）
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。（ただし、老人、身体障害のある方その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない。）

#### (3) 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害のある方等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応につとめる。

### 資料

- 12-6 兵庫県住宅再建共済制度の概要
- 12-7 り災証明書の様式
- 12-8 被害状況証明願の様式

## 第4節 災害義援金の募集等

担当	市	福祉部、応援部
	関係機関	
	関係団体	

### 1 義援金の募集

市（福祉部）は、災害により被害を受けた市民に対し、被災者の早期立ち直りと生活安定を促進するため、被災者等に対する義援金の募集を行うときは、次の関係機関が共同し、あるいは協力して、募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

#### (1) 募集

- ① 西脇市
- ② 西脇市議会
- ③ 西脇市区長会
- ④ 西脇市社会福祉協議会
- ⑤ 西脇市商工会議所

#### (2) 義援金の保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、市指定の金融機関へ一時預託により保管する。

### 2 義援金の受入れ配分

市（福祉部）は、災害発生に際し、被災者に対する義援金が寄託された場合、義援金の配分委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

### 3 配分委員会

(1) 配分委員会は次の構成員により組織する。

- ① 社会福祉協議会会長
- ② 区長会長
- ③ 民生児童委員連合会会長
- ④ 文教民生常任委員会委員長
- ⑤ 西脇商工会議所会頭
- ⑥ 西脇市福祉部長

(2) 配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定める。

※寄託者が配分先や用途を指定した義援金を含む。